

個人貸出資料の市町立図書館等での返却に関する要領

【内容】

県内のどの地域に住んでいても、等しく県立図書館が利用できるよう、遠隔地の住民の利便性を高めるため、県立図書館で個人貸出を受けた資料を、市町立図書館等を通じて返却できるようにし、協力便により回収する。

【実施対象】

- ・ 県内市町立図書館等
ただし、高松市内に所在する図書館は対象としない。
- ・ 図書館未設置の自治体で、協力貸出を行う教育委員会、公民館等

【方法】

①返却

- ・ 「香川県立図書館資料返却表」（以下返却表とする）（別記様式）と、実施に関する利用者への注意事項の説明資料を各機関の窓口に着用する。

②受け取り

- ・ 返却資料の受け取りは、各機関の開館時間内とする。
- ・ 各機関は、返却表冊数を確認して、資料を受け取る。利用者には、取り扱い機関の印を押印した「香川県立図書館返却資料受領書」を渡す。返却表にも押印し、資料とともに保管する。

③発送

- ・ 各機関は、資料と返却表を、協力便を利用して県立図書館へ発送する。
- ・ 返却の際、協力貸出資料等と混同しないよう留意する。CDについては、破損しないよう、梱包に注意する。返却表は、返却表同士でまとめて、荷物の中に入れる。

④返却処理

- ・ 県立図書館は、協力便で回収した資料を、回収当日（原則として発送の翌日）のうちに返却処理する。

【その他】

- ・ 返却は、利用者の居住地に関係なく、各市町立図書館等で取り扱うものとする。
- ・ 市町立図書館等は、利用者のプライバシーに留意する。

【特例】

- ・ 市町合併等による特別な措置は、館長が別に定める。

【施行期日】

- ・ この要領は、平成13年4月1日から施行する。

【施行期日】

- ・ この要領は、平成14年4月1日から施行する。

【施行期日】

- ・ この要領は、平成17年12月13日から施行する。